

協 定 書

神戸市（以下「甲」という。）と生活協同組合コープこうべ（以下「乙」という。）は、子育てしやすい環境づくりに向けて、次のとおり連携協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、核家族化が進み、地域のつながりも希薄となる中、甲と乙が相互協力のもと、地域で子どもの誕生を歓迎し、子育てを支えていく取組を通じて、親子の笑顔があふれる子育てしやすい環境づくりを推進するために、甲乙間において必要な基本合意を行うことを目的とする。

（協力事項）

第2条 甲と乙は、前条の目的を達成するため、子育ての不安解消や孤独・孤立の防止に向けて、在宅育児率の高い0歳児を対象として実施する、神戸市内児童館における子育てグッズの配布事業（以下「本事業」という。）について、連携し協力してこれを行うものとする。

（実施条件）

第3条 本事業の実施に関わる具体的な条件、方法は、次の各号に定めるものとする。

- （1）本事業の名称は「はじめておでかけギフト」とする
- （2）本事業は、令和6年4月1日から実施するものとし、神戸市在住の生後1歳未満の子を持つ世帯を対象とする
- （3）本事業の実施にあたり、甲は市内児童館を活用して対象者への子育てグッズの配布を行い、身近な子育て相談の場として市内児童館の利用を促す
- （4）本事業の実施にあたり、乙は子育てグッズの提供、並びに市内児童館及び市の指定する拠点への配送を行う
- （5）その他、本条に定めのない事項については、別途甲乙協議のうえ決定する

（経費の負担）

第4条 本協定に基づく甲及び乙の活動にかかる経費は、甲及び乙の各々の負担とする。ただし、乙の実施する活動のうち、子育てグッズを市内児童館及び市の指定する拠点への配送にかかる経費については、甲が負担するものとする。

（経費の支払）

第5条 乙は、子育てグッズの市内児童館及び市の指定する拠点への配送を実施した場合、甲に対し経費の請求を行う。
2 甲は、乙からの請求を受けた場合、履行を確認した後、速やかに乙に対して支払を行う。

(協定の有効期間)

第6条 この協定は、締結の日から効力を生じる。

- 2 協定の有効期間は、令和7年3月31日までとし、次年度予算の議決をもって本事業の継続が決定した場合には、さらに1年間有効期間を延長するものとし、以後同様とする。
- 3 甲又は乙のいずれかが本協定の解除を申し出る場合、解除予定日の6か月前までに書面によって相手方に通知することにより、本協定を解除できるものとする。

(守秘義務)

第7条 甲及び乙は、本協定を通じて得た相手方の情報を、相手方の承諾なく、本協定の目的以外に使用し、又は第三者に開示、漏洩してはならないものとする。ただし、開示される以前に公知であった情報についてはこの限りでない。

- 2 前項の定めは、本協定終了後も有効に存続するものとする。

(権利・義務の移転)

第8条 甲及び乙は、本協定上の地位又は本協定に基づき相手方に対して有する権利若しくは相手方に対して負う義務の全部又は一部を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保に供してはならない。

(疑義の決定等)

第9条 本協定に定めのない事項及び本協定に関し疑義等が生じた場合は、甲乙協議のうえ決定する。また、甲又は乙のいずれかが協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議のうえ変更を行う。

本協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲及び乙において押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和6年3月27日

神戸市中央区加納町6丁目5番1号

甲 神戸市

代表者 神戸市長 久元 喜造

神戸市東灘区住吉本町1丁目3番19号

乙 生活協同組合コープこうべ

代表者 組合長理事 岩山 利久